

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、多様な分野との連携による取組が必要です。このため、本計画の策定後において、本計画の策定に関わった関係課を中心として、「(仮称)宝塚市地域福祉計画推進検討会」を設置し、関係課と連携・調整を図るとともに、コミュニティ活動を推進する地域担当者との連携を図りながら、本市の地域福祉の推進に取り組みます。

また、市職員として、地域福祉の必要性を認識するとともに、地域福祉活動への参加意識を醸成できるよう努めます。

#### (2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体、行政、関係機関、福祉事業関係者などの地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。

このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、宝塚市社会福祉協議会と連携して、「(仮称)宝塚市セーフティネット会議」を設置します。そこにおいて、地域における連携・協働の取組について、役割と連携の在り方を明確化し、制度の狭間にある生活課題を解決するため、円滑な地域福祉の推進を図ります。

#### (3) 宝塚市社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の推進にあたっては、本計画と宝塚市社会福祉協議会の『地域福祉推進計画』が連動し、一体となって取り組む必要があります。

このため、「(仮称)宝塚市地域福祉計画推進検討会」において、宝塚市社会福祉協議会の参画を求めるとともに、地域福祉の推進状況や生活課題等の情報を共有し、それぞれの計画の進行管理上の調整を行います。

### 2 計画の進行管理

本計画は、毎年、「(仮称)宝塚市セーフティネット会議」において把握・評価された本市の地域福祉の推進状況を踏まえ、庁内関係各課で構成する「(仮称)宝塚市地域福祉計画推進検討会」において、取組状況の把握・評価を行い、進行管理を行います。

この進行管理の結果については、宝塚市社会福祉審議会に報告し、その意見を取組に反映させるとともに、市のホームページに掲載し、公表します。

宝塚市地域福祉計画の推進体制・進行管理

